

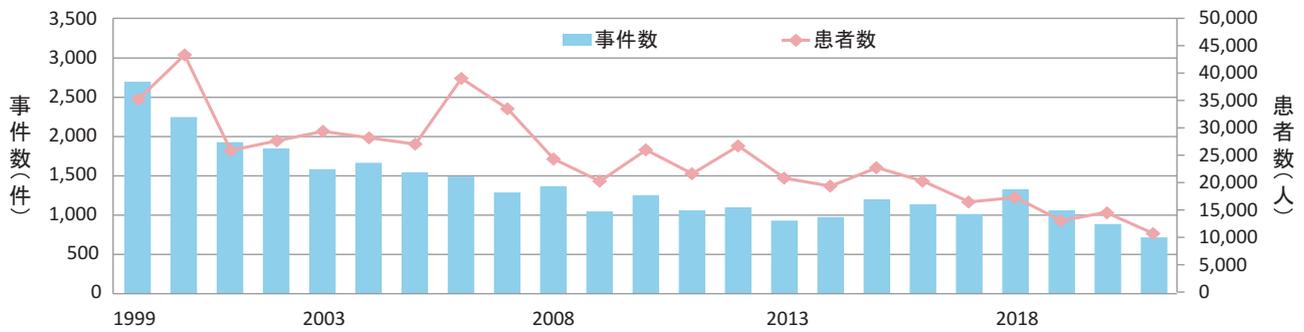
厚生労働省の取り組み

1 食中毒対策

食品衛生に関して食品等事業者や国民の理解を深め、食中毒発生防止につながるよう、最新の知見に基づく情報発信を行うとともに、関係自治体と連携して食中毒発生時の被害拡大の防止やその原因究明を行っています。

2017年に発生した関東を中心とした広域散発的な腸管出血性大腸菌O157感染症・食中毒の発生等をひとつの背景として、食品衛生法を改正し、広域的な食中毒事案の発生や拡大の防止等のため、関係者の連携・協力義務を明記しました。また、国と関係自治体の連携や協力の場として地域ブロックごとに広域連携協議会を設置し、緊急を要する場合には、厚生労働大臣は、協議会を活用し、広域的な食中毒事案への対応に努めることとしました。さらに、食中毒対策として有効性が高く、食品の衛生管理手法の国際標準であるHACCPに沿った衛生管理を制度化しました。

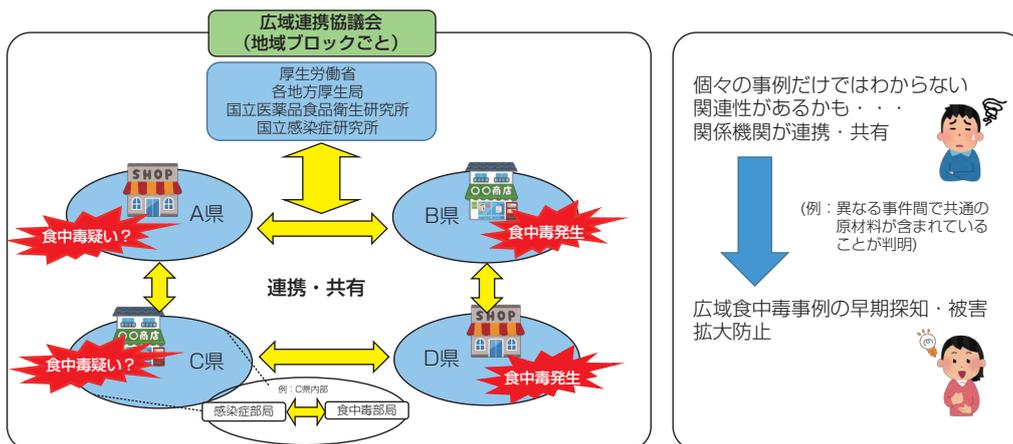
食中毒事件数・患者数の推移



広域的な食中毒事案への対策強化

○広域的な食中毒事案への対策強化（法21条の3：広域連携協議会の設置）

- 広域的な食中毒事案への対応を行うため、地域ブロックごとに広域連携協議会を設置
- 国と関係自治体との間の情報共有等に基づき、同一の感染源による広域発生を早期探知を図る
- 早期の調査方針の共有や情報の交換を行い、効果的な原因調査、適切な情報発信等を実施する



取り組み内容

夏期、年末食品一斉取り締まり	食品関係営業施設の立入検査、収去試験を実施 実施結果はこちら https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/O1.html#1-3	
都道府県等における食品等の収去試験	細菌、ウイルス、残留農薬、食品添加物等について試験検査を実施 実施結果はこちら https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450027&tstat=000001031469	
都道府県等とのネットワーク	食品保健総合情報処理システム・食中毒調査支援システムの活用	